

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

厚生労働省では、「労働保険未手続事業の一掃」に向けて年間を通じた啓発を図るとともに、11月1日から11月30日までの1か月間を、「労働保険適用促進強化期間」として、全国的に集中的な適用促進活動を展開します。

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者災害補償保険（労災保険）と労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としております。

労働保険は、政府が所掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

### ★ 労災保険とは

労働者が業務上の事由や通勤によって負傷したり、疾病になったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な給付を行うものです。

また、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者およびその遺族の援護、労働者の安全および衛生の確保を図るための社会復帰促進等事業も行っています。

### ★ 雇用保険とは

労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合又は労働者が自ら職業に関する職業訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正および雇用機会の増大、労働者の能力の開発および向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

加入手続きを怠っていると、労働保険料を遡って徴収されるのみならず、追徴金を徴収することとなり、更に、事業主が加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を事業主から徴収することとなりますのでご注意ください。

労働保険の加入手続は、労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)でお願いします。

また、労災保険・雇用保険には、中小企業の事業主の委託を受けて、事業主に代わり労働保険の事務処理を行う「労働保険事務組合」制度がありますので、ご活用ください。

**滋賀労働局・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)**